

大和郡山市広報紙広告掲載に関する取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、大和郡山市の広告媒体への広告掲載に関する要綱（平成19年5月21日）第8条及び第18条に基づき、大和郡山市が発行する広報紙「つながり」（以下「つながり」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の位置及び大きさ）

第2条 広告の掲載位置は、「つながり」おしらせの下一段相当とする。

2 広告の大きさは、1枠あたり縦55ミリメートル横88ミリメートルとする。

（掲載申請期間）

第3条 連続して掲載申請する期間は1年間（12回）を限度とする。

（掲載料）

第4条 広告掲載料は、1枠あたり20,000円（消費税込み）とする。

（広告掲載の申込み方法）

第5条 広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、広告掲載を希望する広報発行日の1カ月前までに大和郡山市企画政策課（以下「企画政策課」という。）に、掲載申し込みをするものとする。

ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は随時申込を受け付けることができる。

2 広告の申込みは、1掲載号につき1枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同一ページの隣り合う2枠を一つの広告として申し込む（掲載料は38,000円）ことができる。

（広告掲載の決定）

第6条 企画政策課は、提出された前条第1項の広告掲載申込書を先着順に大和郡山市広告掲載基準に基づき審査し、速やかに掲載の可否を決定し当該申込者に広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第7条 広告主は、指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告の版下)

第8条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(掲載の取り下げ)

第9条 広告の編集校了日以降は、広告主は当該広告の掲載の取り下げができないものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年12月10日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。